

大津市災害等対策基本条例 を制定しました！

平成27年4月1日施行

市では、平成22年3月に「大津市防災対策推進条例」を制定し、災害に強いまちづくりを目指してきました。

しかし、近年多発している記録的な大雨や集中豪雨による自然災害への対応のほか、大規模事故などに対する危機管理、被害を少なくする減災などの考え方が必要になってきました。

このようなことから、これまでの条例を抜本的に見直し、新たに「大津市災害等対策基本条例」を制定しました。

この条例には、今回新たに危機管理等の視点のほか、議会の責務や役割を加えました。

◆普段から地域のつながりを大切にしましょう！

いつ何時、いかなる災害や危機に見舞われるか予測することは極めて困難です。これらを防ぐことはできませんが、これからの被害を防いだり、低減したりすることは可能です。

行政による「公助」はもちろん、自分の身は自分で守る「自助」、身近な地域で助け合う「共助」こそが大きな力になります。

<理念>（第2条）

○自助…自らのことは自らで守る



○共助…身近な地域で支えあう



○公助…行政による対策



◆協力と連携で防災力の向上を目指しましょう！

●市民の責務（第5条）

災害や危機に備えた情報収集、食糧等の備蓄
自助の取組及び自主防災組織の活動への参加
共助の取組の推進 など

●事業者の責務（第6条）

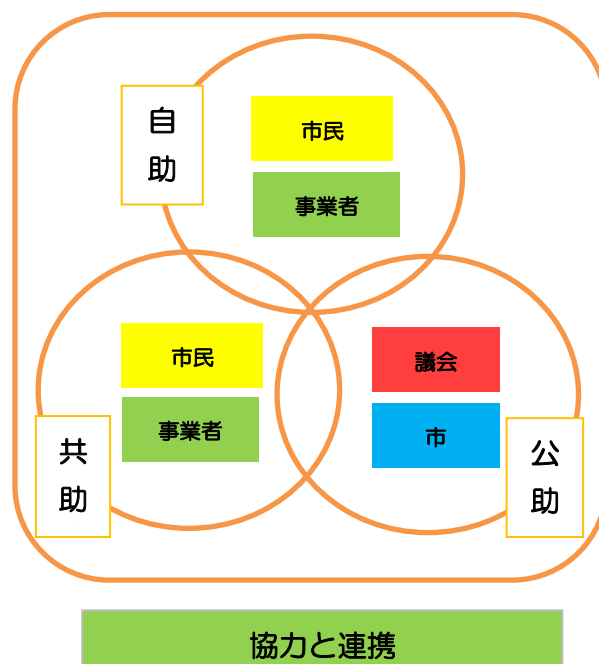
事業活動の継続に必要な事項を定めた計画を作成し、事業所の利用者や従業員等の安全確保に努める など

●市の責務（第7条）

災害及び危機に備え迅速かつ組織的に対応するための計画の策定や体制の整備
業務を継続し、早期に復旧させるための計画の作成
自主防災組織の充実や災害ボランティア等が活動を行いやすい環境の整備
市民が行う自助の取組が積極的に推進されるための環境整備
市民、事業者、自主防災組織、国、他の公共団体等との連携及び協力 など

●議会の責務（第8条）

市議会の業務継続計画に基づく適切な対応
防災及び減災並びに危機管理に関する調査及び研究を行い、市に提言
国や県の動向を踏まえつつ、市の防災対策等における執行の管理及び評価
被災状況の把握及び市民への情報発信 など



◆大津市災害等対策基本条例の概要

●予防対策（第9条～第17条）

- ・市民は、防災等に関する知識や技術の習得や家具等の転倒防止などに努めましょう。
- ・事業者は、従業員等に対する防災等の研修会や訓練に努めるほか、所有する建築物の耐震性の確認と耐震補強や、屋外に面している窓ガラス、タイル等及び広告物の落下を防止する措置に努めましょう。
- ・市は、市民、自主防災組織等の防災等の知識の普及啓発や消防団等の育成支援等を実施します。また、災害及び危機に強いまちづくりのために、市の管理する施設の耐震性の強化等を実施します。
- ・議会は、市議会業務継続計画に基づき、防災等の研修会や訓練を実施し、知識及び技術の習得に努めます。
- ・その他、情報の収集、提供等、避難、要配慮者等に係る対策等、孤立地区対策の推進、文化財の保護について定めています。

●応急措置及び復旧対策（第18条～第21条）

- ・市は、発災時、速やかに応急復旧活動を行うための体制を確立し、市民、自主防災組織及び事業者の協力を得て、国、県及び防災関係機関とともに必要な措置を講じます。
- ・市民、自主防災組織、事業者及び災害ボランティア等は相互に連携し、かつ補完し、災害等の情報収集その他必要な措置に努めましょう。
- ・避難所に避難した者は、互いに助け合い、協力し、避難所の円滑な運営に努めるとともに、要配慮者に対してきめこまやかな配慮に努めましょう。
- ・その他、緊急輸送の確保、災害ボランティア活動への支援について定めています。



●復興対策（第22条～第24条）

- ・市は、災害や危機により市内に甚大な被害を受けたときは、国、県、防災関係機関、市民、自主防災組織、事業者、災害ボランティア等と協力し、被災地の復興に努め、円滑な市民生活の再建及び災害復興計画を策定し、その対策を実施します。
- ・議会は、災害復興計画について、迅速かつ慎重な審議を行うため、必要な措置を講じます。
- ・市民、自主防災組織及び事業者は、相互に協力して、速やかな生活及び事業の再建並びに被災地の復興に努めましょう。

●災害及び危機に強いまちづくりの推進（第25条～第29条）

- 市民は、地域における自主防災活動を推進するため、その活動に積極的に参加し、又は協力しましょう。
- 事業者は地域における自主防災活動を積極的に推進するため、その活動に協力しましょう。
- 市は、市民及び自主防災組織の自主防災活動を推進し、育成するため、必要な支援及び協力を行うよう努めます。
- その他、人材の育成等、事業者等との応援協定、防災教育等の充実、ライフラインの維持など市の努めるべき事項を定めています。

●他の被災地支援等（第30条～第31条）

- 市は、必要に応じ、災害等で甚大な被害を受けた他の地方公共団体の被災地及び被災者の支援に努めます。
- 市及び事業者は、災害等において、帰宅困難者の円滑な帰宅又は支援に必要な対策を講じるよう努めます。



●補則（第32条～第36条）

- 災害及び危機の現場で活動する職員の退避に関する基準を定めるほか、地域における防災活動等に功績があった場合の表彰、おおつ防災の日、防災対策等の推進のための財政上の措置など、市の努めるべき事項を定めています。



大津市災害等対策基本条例（概要版）

大津市 総務部 危機・防災対策課
大津市御陵町3番1号 電話077-528-2616（直通）